

令和5年第1回庄原市議会定例会

# 所管事務調査報告書

令和5年3月22日  
広島県庄原市議会  
総務常任委員会

## 目 次

### I. 指定管理者制度の運用について . . . . . P. 1

1. はじめに
2. 調査経過
3. 調査内容
4. 総括

### II. 公契約条例について . . . . . P. 11

1. はじめに
2. 調査経過
3. 調査内容
4. 総括

### III. 財政運営について . . . . . P. 14

1. はじめに
2. 調査経過
3. 調査内容

4. 総括

IV. 平和行政について . . . . . P. 17

1. はじめに

2. 調査経過

3. 調査内容

4. 総括

## I. 指定管理者制度の運用について

### 1. はじめに

指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものである。（平成 15 年 7 月 17 日総行第 87 号総務省自治行政局長通知）

平成 15 年の地方自治法の改正を受け、本市でも公の施設に指定管理者制度を導入し、現在、112 施設が指定管理者により管理、運営されている。

指定管理者制度を運用するに当たっては、特定の事業者を指定する際の選定理由について十分に説明責任を果たしているか、選定委員には施設の行政サービス等に応じた専門家等が確保されているか、情報公開等を十分行い住民から見て透明性が確保されているか等について留意する必要がある。（平成 20 年 6 月 6 日総務省自治行政局行政課）

当委員会では、岡山県津山市及び島根県松江市の先進的な制度運用を参考として、本市と比較することで、本市制度運用の課題を抽出することとした。

### 2. 調査経過

開催日	会議・調査	内容
令和 3 年 6 月 25 日（金）	総務常任委員会	委員会内協議
令和 3 年 12 月 2 日（木）	総務常任委員会	委員会内協議
令和 4 年 1 月 6 日（木）	総務常任委員会	委員会内協議
令和 4 年 7 月 13 日（水）	総務常任委員会	担当課への聞き取り
令和 4 年 9 月 12 日（月）	総務常任委員会	委員会内協議
令和 4 年 9 月 26 日（月）	総務常任委員会	委員会内協議
令和 4 年 10 月 19 日（水）	行政視察	岡山県津山市
令和 4 年 11 月 14 日（月）	行政視察	島根県松江市
令和 5 年 1 月 31 日（火）	総務常任委員会	委員会内協議
令和 5 年 3 月 2 日（木）	総務常任委員会	委員会内協議

### 3. 調査内容

#### 3-1. 総務常任委員会

(1) 開催日 令和 4 年 7 月 13 日（水）

(2) 出席委員 赤木忠徳 坪田朋人 谷口隆明 福山権二 徳永泰臣 藤原洋二

(3) 説明員 総務部長 管財課長 管財課管財係長

(4) 概要

本市の指定管理者制度の運用ガイドラインに相当する、公の施設の指定管理者制度導入・運用について、担当課から内容説明を受け、委員による質疑を行った。

(5) 主な質疑

質問	回答
1. 指定管理者制度の目的である公の施設管理の効率化、住民サービスの向上、経費の節減のそれぞれについて、自治振興や観光交流、保育所などの部門ごとに、制度導入の成果を数量的に分析し、総括すべきではないか。	第2期行政経営改革大綱策定にかかる庄原市行政経営改革審議会において、サービスの向上、管理事務の効率化、維持経費の縮減などに一定の成果・効果が得られているとの答申を得ている。 また、決算審査や主要施策の成果に関する報告書においても、取り組みや効果を報告している。
2. 指定管理者の募集についての公募、指名の考え方について。	庄原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条の規定に基づき募集を行う。能力のある事業者の幅広い参入の機会を確保するため、指定管理者の募集は原則公募とする。ただし、施設の性格・設置目的等が公募になじまないなど、合理的で特別な事由がある場合は、市が申請者を指名する方法による。
3. 市の出資団体が指定管理者となっている施設の数。	現在 112 施設の指定管理施設があるが、市の出資団体が管理している施設は、26 施設である。
4. 指定管理者候補者選定審査会について、松江市では、地方自治法に規定する附属機関として、審議会を設置し、外部委員で構成している。選定の競争性・公平性・透明性・客観性を確保するためには、専門家の意見が必要と考えるがどうか。	庄原市指定管理者候補者選定審査会設置要綱では、会長が必要があると認めるときは、外部の学識経験者等の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができると定めている。 利害関係やノウハウの漏洩等も考慮して、外部委員を含めた構成とせず、現在は部長級を中心に組織している。
5. 指定管理者に対する適切な指導監督について。	事業計画書に対する中間の自己評価や行政による評価、2年目と4年目に行うモニタリングによるアンケート等の実施、運営についての外部評価の仕組みが整っている。
6. 情報公開について	市のホームページにて、指定管理者制度の概要、指定管理者候補者の選定結果、合計点数、選定理由、モニタリング評価票等について公開している。

### 3-2. 指定管理者制度比較表

本市と岡山県津山市、島根県松江市の制度運用を比較するために、指定管理者制度運用ガイドラインの比較表を作成した。

#### (指定管理者制度運用の考え方)

庄原市	住民サービスの向上、管理運営コストの削減が図られること、設置目的をより効果的に達成できること。(P3)
津山市	サービス水準の向上と業務の効率化を図るため、「民間にできることは民間に」を基本に、民営化、民間委託、PFI、地域協働、公の施設の指定管理者制度などの方策の中から最適な行政サービスの提供方法の選択について、積極的な取組を実行する。(P3) 津山市第10次行財政改革大綱(H28.2月策定)において、民間活力の有効活用を推進方策に掲げ、指定管理制度導入と充実に図る。(P1)
松江市	社会情勢の変化によりその役割を終えたものや民間で同様なサービス提供が可能な施設は積極的に見直す。(P14) 市民サービスの向上と経費の削減を図る。(P17)

#### (指定管理者の募集)

庄原市	能力のある事業者の幅広い参入の機会を確保するため、募集は原則公募とする。(P8) ホームページ、広報紙により2週間以上。(P8~9)
津山市	指定管理者制度の導入を決定した施設は、設置条例制定・改正を行い、参入促進の観点から、導入基本方針等を市広報紙、ホームページ等により周知する。(P5) 公募を原則とする。高度な専門的知識やノウハウを必要としない事業は地域経済への配慮や市内事業者の育成・支援の観点から2事業者以上見込まれる場合は市内限定募集。サウンディングの実施。(P6~7)
松江市	競争原理を働かせるため、原則として公募(P17) 公の施設の目的を効果的に達成するためには、目的を明確にするため、施設の特性や機能を考慮した上でより具体的で細分化した「指標」及び指標に対する「目標(値)」を設定する。適切な評価を行うため数値化指標を設定し募集要項に明示する。(P19) 選定基準を作成し、募集時に募集要項に記載する。(P20) 施設の現場説明会を実施する。(P25)

#### (指定管理者の選定)

庄原市	指定管理者候補者選定審査会(市職員)に提出された書類及びヒアリング。審査会の審査結果をもとに市長が決定した指定管理者候補者を議会の議決を経て指定管理者と決定する。(P10)
-----	----------------------------------------------------------------------------------------

津山市	<p>施設の現地説明会を実施する。(P11)</p> <p>指定管理者審査委員会を設置 (P12)</p> <p>学識経験者、建築士、会計士、他市類似施設の管理者、市民代表等の外部委員を 2 名以上含め、審査結果公表時に委員名を公表する。(P13)</p> <p>議会承認行為の円滑化を図る為、必要な提供情報を統一し、提出する。(P16～17)</p> <p>申請団体の企画提案及びプレゼンテーションにより項目ごとに採点する。(P11)</p>
松江市	<p>公平かつ適正な審査を行うため、選定審議会（公認会計士、経済団体、市民団体、福祉団体、スポーツ団体、観光団体などに所属する者で構成、設置目的に応じて 5 名～6 名を選抜。）</p> <p>選定審議会においてプレゼンテーションを行う。</p> <p>選定は各委員が採点した結果を累計する。(P27～28)</p>

(指定管理者の指定後について)

庄原市	<p>事業報告書の提出(管理業務の実施状況、利用状況、収支状況、事前に提出された事業計画書、自主事業計画書との整合)、管理状況確認報告書の作成、指定管理者への改善指示。(P11～12)</p>
津山市	<p>指定管理者に利用者アンケート、モニタリングの提案を求める。(P15)</p> <p>市は担当課による突然の立ち入り調査やヒアリング実施、事業決算・実績報告書の提出を求め、施設管理、利用状況、経理状況確認、自己評価の点検、年度総合評価、業務評価結果を作成する。(P15)</p>
松江市	<p>指定管理者は月ごとに報告者を作成し、翌月 10 日までに市に提出する。(P34)</p> <p>指定管理者によるセルフモニタリングと市によるモニタリングを行い利用者の満足度など、日常的・継続的な点検によって管理運営上の課題等を発見し必要に応じて見直しや改善を図ることで安定した施設運営及び市民サービスの向上を実現する。(P34)</p>

(情報の公開)

庄原市	<p>指定管理者の募集、公募の周知については、ホームページ、広報紙など幅広い手段を活用する。(P8)</p> <p>指定管理者候補者の選定結果、合計点数をホームページで公開する。</p> <p>指定管理者モニタリング評価票をホームページで公開する。</p>
津山市	<p>公募にあたっては、報道発表を行うほか、市広報紙やホームページへの掲載を行うなど、様々な媒体により周知に努める。(P8)</p> <p>指定管理者の指定を受けようとする団体へ公募施設のハード面とソフト面の両方に関する十分な情報やデータを提供する。(P8)</p> <p>指定管理者候補者の審査結果の概要をホームページで公表す</p>

	る。(P14) 事業実施結果を市ホームページに掲載する。(P20)
松江市	指定管理者制度の運用には、高い透明性が求められることから、公の施設の管理運営業務に関して保有する文書等の情報公開に留意することが必要である。市民から閲覧又は写しの申出があったときは指定管理者に文書等を市へ提出するよう求める。(P40)

(関係条例等)

庄原市	庄原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年3月31日)(P15) 庄原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成17年3月31日、改正・平成17年11月8日)(P18) 公の施設の指定管理者制度導入・運用について(策定:平成17年、改定:平成24年)
津山市	津山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年) 津山市指定管理者制度運用ガイドライン(策定:平成20年7回改訂) 指定管理者審査委員会設置要綱
松江市	松江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 松江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則 松江市情報公開条例 松江市行政手続条例 指定管理者制度運用ガイドライン(策定:平成26年5回改訂)

### 3-3. 行政視察 岡山県津山市

(視察概要)

視察先	岡山県津山市 津山市役所
視察日	令和4年10月19日(水)
概要	先進的な制度運用を行っている津山市の指定管理者制度運用ガイドラインについて、制度適用に係る全庁調整、利用料金制の採用、市議会説明資料の提出等を中心に調査を行った。

(主な質疑)

質問	回答
1. 指定管理者制度の適用にかかる全庁調整について	制度適用の全庁的な統一と調整を図る会議を設置している。 庁議は、市長が主宰し、指定管理者制度導入の可否について協議する。 調整会議は、副市長が主宰し、指定期間、公募・非公募の別、利用料金制の採否について、協議調整のうえ決定する。



2. 公募・非公募について	<p>公募を行うことを原則とする。</p> <p>ただし、公募を行わないことについて合理的な理由がある場合は、公募を行わずに指定管理者の指定を行うことができる。非公募理由はガイドラインに明記し、非公募で行った指定結果、プロセスについても情報公開する。</p>
3. サウンディングについて	<p>市民ニーズの把握や民間のノウハウやアイデアを活用するとともに、応募予定者への事前情報の提供と応募予定者に関する情報収集を行う。希望する事業者には施設見学を実施する。</p>
4. 利用料金制の収受割合について	<p>「営利目的の色彩の強いレジャー施設、観光施設や利用料金だけで管理運営経費が賄える施設」、「福祉、文化の充実等を目的に設置されたサービスの内容や量を求められる施設」等、施設の性質に応じて 50%、70%、100%の収受割合をガイドラインに明記している。</p>
5. 指定管理者審査委員会の外部委員について	<p>選定に当たり公平性、透明性及び客観性を確保するため、2人以上は外部委員とする。外部委員は、政策金融公庫支店長、大学教授、高専教員、税理士、商工会議所役員、商工会、森林組合、JA等、各部局が施設の性質や目的に応じて構成する。</p>
6. 審査委員会の情報公開について	<p>委員会の会議は原則として非公開とする。</p> <p>選定手続きの透明性の確保や市民への説明責任を果たすため、ホームページに審査結果の概要を掲載する。</p>
7. 市議会説明資料の内容について	<p>指定管理者の指定に関する議会承認行為の円滑化を図るため、議案の審議に必要な提供情報を統一し、各所管課は所属する委員会に次の事項を記載した説明資料を提出し、説明する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 公の施設の概要</li> <li>② 業務の概要</li> <li>③ 指定期間</li> <li>④ 指定管理候補者の概要</li> <li>⑤ 事業計画の概要</li> <li>⑥ 収支計画の概要</li> <li>⑦ 選定結果の概要（公募の概況、審査委員会委員、選定の概況）</li> </ol>
8. 事業実施結果の公表について	<p>指定管理者から実績報告書の提出を受けた所管課は、担当課自らが実施したモニタリング等を踏まえて、速やかに実施結果を検証し、指定管理業務評価結果書を作成する。</p> <p>所管課は、5月末日までに指定管理業務評価結果書を市ホームページに掲載し、公表する。</p>
9. 公立保育所は指定管理者制度の対象外か	<p>保育経費の比較による選定がなじまないのではないか等の判断により、施設の管理ではなく保育のソフト業務に着目して、指定管理者制度ではなく業務委託を行っている。</p>
10. 指定期間終了後の継続について	<p>指定管理者が指定期間を終了したときは、再度ガイドラインに沿った審査を経て指定を行う。手続きを何もせずにそのまま自動更新ということは、運用上はない。</p>
11. ガイドライン改訂の主体について	<p>執行者が、課題に対応するために、指定管理者制度調整会議等で常に内部協議を行いながら、主体的に改訂を行っている。</p>

(参考となった事項・提言)

視察で参考となった事項	(全庁調整) 指定管理者制度の運用を担当部署任せにせず、必ず全庁調整を行っている。
	(外部委員) 指定管理者審査委員会は、選定の公平性、透明性及び客観性を確保するため、外部委員を含める構成とすること。
	(議会説明資料) 議会での議案審査にあたって、統一した議会説明資料の提出をガイドラインで明文化している。
	(情報公開) 事業実施結果の5年間分を市のホームページで公表している。
	(制度導入) 指定管理者制度の導入は「利用料金制」の採用など経営努力が現れる施設が中心で、保育所などの施設は、指定管理者制度にはなじまないとの立場であった。保育所は施設の管理ではなく保育のソフト業務に着目して、業務委託を行っている。
	(指定期間終了時の継続) 公募の結果で選定した指定管理者が指定期間を経過した後に、自動的に更新するという手法は採用していない。
	(主体性) 常に制度の運用をチェックして、必要があればガイドラインも繰り返し改訂している。
	(精算項目) 制度については丁寧に議論されているが、精算項目には対応していない。本市は精算項目を設定するなど、経費算定については丁寧な対応を実施していることが判明した。
提言	(外部委員) 指定管理者候補者選定審査会については、外部委員を選定し、公平で透明性を確保した選定方法を実施する必要がある。
	(情報公開) 各施設の事業実施結果については、すべて公表すべき。
	(精算項目) 財政基盤が不安定な市内管理者もあるため、精算項目の設定は引き続き実施することが望ましい。
	(検証) 本市の指定管理者制度の活用経過全体を、制度発足時の趣旨に立ち返り、改めて検証し、議会としての見解を集約するための議論を行う必要がある。
	(総括) 市立保育所の公設民営化の成果や課題など、本市のこれまでの指定管理者制度の運用の一定の総括を行うべき。
	(ガイドライン) 本市のガイドライン「公の施設の指定管理者制度導入・運用について」を抜本的に改定すべき。

### 3-4. 行政視察 島根県松江市

(視察概要)

視察先	島根県松江市 松江市役所
視察日	令和4年11月14日(月)
概要	先進的な制度運用を行っている松江市の指定管理者制度運用ガイドラインについて、候補者の選定審議会における外部委員構

	成、指定管理者制度導入の判断基準、一般管理費などの間接経費の計上等を中心に調査を行った。
--	----------------------------------------------

(主な質疑)

質問	回答
1. 一般管理費などの間接経費について	間接経費について、一律に計上はしていない。それぞれの施設ごとに、実績などを参考にしながら指定管理料の上限額を設定する。
2. 施設管理の検討会議とメンバーについて	松江市指定管理者制度検討委員会を H30.8 のガイドライン改訂で追加した。メンバーは、副市長、政策部長、総務部長、財政部長、公募予定施設の所管部局長、その他必要に応じ公募予定施設及び制度運用等に関係する部局長。
3. 指定期間満了後の継続について	指定期間満了後は、改めて公募の手続きを行う。継続する場合も、更新ごとに競争が働くことで、よりよい管理運営につながる。
4. 選定審議会の外部委員について	選定審議会の設置により、透明性の向上及び公正を一層確保できると考えている。また、外部委員の専門性により、施設の性質に応じた視点による選定が期待できる。
5. 指定議案の説明資料について	指定議案の決裁稟議に記載する以下の内容からなる資料を作成し、議案の説明資料として添付する。 ① 公の施設の名称及び所在地 ② 指定管理者候補の名称及び所在地 ③ 指定管理期間 ④ 選定の方法（公募・非公募の別） ⑤ 選定理由
6. 月例報告書に基づく実地調査の頻度について	一律に示していない。施設の所管課が個別に実施している。 なお、不定期に対象施設を選定し、社会保険労務士会への委託により労働関係法令の遵守状況を点検している。
7. モニタリングについて	所定の様式により、指定管理者及び市（施設所管課）が、点数評価、記述評価（優れていると評価した点及び評価できない、または改善すべき点を具体的に記載）、決算等の確定値等をそれぞれ評価し、結果はすべてホームページで公開している。 また、仕様書の標準例で年1回以上の利用者アンケートの実施を求めている。
8. 施設の評価結果の公表について	すべての施設について、評価結果を公表している。
9. ガイドラインの改訂内容と主体	制度改正への対応（インボイスへの対応、非公募理由の変更）については、執行者が主体となり改訂を行った。 指定議案提出時期の一部変更等、議会の求めに対応し改訂したこともあった。

(参考となった事項・提言)

視察で参考となった事項	(外部委員) 公平かつ適正審査を行うため選定審議会（設置目的に応じて外部委員5～6名）を設置している。
-------------	-----------------------------------------------------

	(モニタリング) 指定管理者による管理運営や経理状況、労務環境、利用者アンケートなどのセルフモニタリングを採用していることや、市も目標や指標の達成や利用者の満足度や施設の管理運営における点検項目設定するなどのモニタリングなどを実施し、ガイドラインも常に改訂(第6版)している。
	(精算項目) 制度については丁寧に議論されていると感じたが、精算項目に対応していない。本市は精算項目を設定するなど、経費算定については丁寧な対応を実施していることが判明した。
	(制度導入) 保育行政の取り扱いについては、民間事業者の参入が進んでいる現状であり民間事業者の独自性、柔軟性を最大限活用する運営を目指し導入されていないが、今後、公立幼保育の役割を整理して判断する方針である。
	(制度導入) 松江市の場合も、指定管理者制度の活用領域の拡大を意識している。
	(選定手続) 指定管理者選定手続きには、公募・非公募の区分基準を明確に設定している。
	(議会説明資料) 議会等への報告については、選定理由についても説明資料として添付している。
提言	(外部委員) 候補者の選定審査会については、外部委員を選任し、公平で透明性を確保した選定方法を実施する必要がある。
	(精算項目) 財政基盤が不安定な市内管理者が多いため、精算項目の設定は引き続き実施することが望ましい。
	(検証) 指定管理者制度の活用に関する再検証の議論を開始することが必要である。

#### 4. 総括

今回の調査では、岡山県津山市及び島根県松江市の指定管理者制度の先進的な運用を参考に、本市と比較することで、本市の課題を抽出した。

先進地との比較により浮き彫りになった課題としては、制度の運用に係る全庁調整について、指定管理者候補者選定審査会への外部委員の確保について、指定議案の審議に必要な議会説明資料の提出について、などが挙げられる。

これらの課題については、執行機関による主体的な課題解決を要望する。

一方、精算項目の設定など経費算定については、丁寧な対応を実施していることも判明した。財政基盤が不安定な市内管理者もいる中、管理者が安心して事業を行うことにつながる、このような取り組みについては、引き続き実施することが望ましいと考える。

津山市では、利用料金制を採用しており、事業者の自主的な経営努力を促すことが可能な施設を中心に指定管理者制度を導入している。そのため、保育所の民間能力活用に当たっては、施設管理よりもソフト業務に着目して業務委託を選択した。

本市においては、市立保育所の公設民営化を含めたこれまでの指定管理者制度の運

用について、成果や課題を検証し一定の総括を行う必要があると考える。それらを総括した上で、多様化する住民ニーズへの対応、民間能力の活用、住民サービスの向上、経費節減という指定管理者制度の目的に改めて立ち返り、10年先のまちづくりを見据えた制度の再構築に向けて、議論を継続すべきである。

当委員会においても、指定管理者制度の目的が効果的に達成されるよう、制度の導入、指定管理者の選定や評価、取り組み全体の費用対効果等について、監視と調査を継続していく。

## Ⅱ. 公契約条例について

### 1. はじめに

庄原市における公契約の基本を定める条例は、平成 30 年 12 月に、公契約に係る基本的な事項を定め、市及び受注者等の責務を明らかにすることにより、公共事業・公共サービスの品質向上、事業者等の経営の安定及び公契約の履行に係る作業に従事する労働者等の適正な労働条件の確保を図り、もって、地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として、当委員会の委員会発議により制定された。

この条例が効力を発揮するためには、発注者、受注者、従業者、市民、議会がそれぞれの立場において、条例の運用方法や検証等に関する実務や研究を重ねる必要がある。

当委員会では、庄原市における公契約の基本を定める条例の目的を具現化するための運用状況、公契約に関する取り組みの状況について、調査を行った。

### 2. 調査経過

開催日	会議・調査	内容
令和3年6月25日（金）	総務常任委員会	委員会内協議
令和3年12月2日（木）	総務常任委員会	委員会内協議
令和4年1月27日（木）	総務常任委員会	担当課への聞き取り
令和5年1月31日（火）	総務常任委員会	委員会内協議
令和5年3月2日（木）	総務常任委員会	委員会内協議

### 3. 調査内容

- (1) 開催日 令和4年1月27日（木）
- (2) 出席委員 赤木忠徳 坪田朋人 谷口隆明 福山権二 徳永泰臣 藤原洋二
- (3) 説明員 総務部長 管財課長 管財課契約係長
- (4) 概要

条例の目的を達成するため、市の責務である適正な公契約に関する取り組みとして、庄原市公契約に関する基本方針が条例趣旨に合致するものであることから、この方針に示す取り組みを着実に進めてきた。

#### ①透明性、公平性を高め、適切な競争環境を確保した入札・契約の促進

- ・入札までの見積期間の確保

建築工事の積算における見積り期間を延長し、適正な見積り期間の確保を行った。

- ・ダンピング受注の防止

国の見直しを踏まえた最低制限価格算定方式の見直しを行った。

- ・入札契約手続きの効率化

特に議会からも意見のあった業者との意見交換を実施し、意見等をいただいた。平成30年7月災害を初め、令和2年災害、令和3年災害など、多数の災害復旧工事を発注しなければならない状況にあり、円滑な受注と工事の施工を進めていくため、業者の意見も聞く中で、提出書類の軽減や地域要件等の緩和などを図った。

## ②品質と適正な履行の確保

- ・適正な工期の設定及び現場に則した設計変更

広島県のガイドラインなどに沿った取り組みを引き続き実施するとともに、速やかな予算繰越手続の実施による入札執行をしている。また、令和3年7月からは、公共工事に係る測量、調査、設計業務について、前払金を導入することで、品質と適正な履行の確保を図っている。

## ③雇用環境の安定と地域経済の活性化

- ・社会保険等の未加入対策

これまでも国県が進める未加入対策に準じ、公共工事の元請、下請における社会保険の加入を確認し、未加入業者の排除の対応を行ってきたが、建設業法改正に伴い、令和2年度より、社会保険に加入していない不適格業者の排除を目的とした条項を新たに設ける契約約款の改正を行った。

- ・担い手の確保・育成の支援

国において改定が行われている公共工事労務単価について、労働条件の改善の観点から、本市においても早期適用措置を行っている。

## (5) 主な質疑

質問	回答
1. 入札参加資格登録制度の新規登録要件について	工事、コンサル等の発注に当たっては、入札参加資格登録制度を設けている。新規参入については、名簿登録後1年経過していること、県または本市での5年間の随意契約等の元請実績があること、事務所が維持されていることなどを条件としている。全く実績がない業者に参加していただくことはできない。一定の基準に基づいて登録している。
2. 新規登録業者数について	令和3年度で、3社の新規参入を認定している。
3. 工事の完了検査と監理について	完了検査については、土木や建築などの内容と金額に応じて、建設課長、地籍用地課の検査専門員、地籍用地課長が検査を行う体制を整えている。また、工事金額に応じて設計・監理を外部委託しており、一定の施工体制を確保している。
4. 条例の基本方針である透明性の確保と指定	公契約条例は総論的な条例であり、各論についてはそれぞれの制度の規定を適用することになる。指定管理者候補者選定審査会の会議については、申請者の独自のノウハウを全て公開すること

管理者候補者選定審査会の会議非公開との整合性について	はできないため、現在は、指定管理者候補者選定審査会設置要綱の規定に則り、非公開としている。
5. 適正な工期のチェック体制について	適正な工期の確保に向けての管財課のチェック体制については、各工事の施工設計書を標準工期に照らしてチェックし、疑義があれば、担当課に確認する等の働きかけをしている。

#### 4. 総括

庄原市における公契約の基本を定める条例は、公共事業・公共サービスの品質向上、事業者等の経営の安定及び公契約の履行に係る作業に従事する労働者等の適正な労働条件の確保を図ることで、地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的に制定された。

条例の目的の具現化に向けて、業者との意見交換や現場に即した設計変更の実施、社会保険等の未加入対策や業務委託に係る前払金の導入など、着実な取り組みが進められている。

しかし、一部の事業では、資材調達の準備期間や検査に要する期間の確保など、適切な工期の確保について、課題も見受けられる。

刻々と変化する公契約を取り巻く環境に対応するため、今後も、国や県の動向や業者からの意見聴取など各種情報収集に努めるとともに、庄原市における公契約の基本を定める条例に沿った適正な契約事務を、引き続き推進していただきたい。



### Ⅲ. 財政運営について

#### 1. はじめに

合併後から引き続く人口減少による市税の減収や合併特例法に基づく普通交付税の特例措置の段階的な縮減の影響により一般財源が大きく減少するため、従来の財政構造の推移では平成 30 年度以降において歳出超過が発生することから、本市においては、第 2 期持続可能な財政運営プランを策定し、歳入確保と歳出削減に取り組んできた。

令和 3 年 11 月には、第 2 期持続可能な財政運営プラン～後期実施計画～が策定され、令和 4 年度から令和 7 年度までを後期実施期間として、期間中に取り組むべき内容や目標数値が示されたところである。

当委員会としても、財政問題は永年の課題であり、引き続き、行財政運営が適法、適正、公平、効率的に処理され、民主的になされているか積極的に監視し、プランが着実に実施されるよう調査するものである。

#### 2. 調査経過

開催日	会議・調査	内容
令和 3 年 6 月 25 日（金）	総務常任委員会	委員会内協議
令和 3 年 12 月 2 日（木）	総務常任委員会	委員会内協議
令和 4 年 1 月 27 日（木）	総務常任委員会	担当課への聞き取り
令和 5 年 1 月 31 日（火）	総務常任委員会	委員会内協議
令和 5 年 3 月 2 日（木）	総務常任委員会	委員会内協議

#### 3. 調査内容

- (1) 開催日 令和 4 年 1 月 27 日（木）
- (2) 出席委員 赤木忠徳 坪田朋人 谷口隆明 福山権二 徳永泰臣 藤原洋二
- (3) 説明員 総務部長 財政課長 財政課財政係長 財政課財政係主任主事
- (4) 概要

第 2 期持続可能な財政運営プラン～後期実施計画～について

##### ・前期プランの策定経緯

従来の財政構造の推移では、平成 30 年度以降において歳出超過が発生するという見込みのもとに、平成 29 年 11 月に第 2 期持続可能な財政運営プランを策定し、平成 30 年度から令和 3 年度までの 4 年間で前期実施期間と定め、市税収納率の向上、新規広告媒体の設定、ふるさと応援寄附金制度の拡充等を通じた歳入確保と、補助

金制度の見直し等を通じた歳出削減に努めてきた。

・今後の財政運営について

本市においては、人口減少傾向にある中で大幅な市税収入の増加は見込めない上に、普通交付税についても、人口などの主要な測定単位が、2020年の国勢調査結果に置きかえられることなどを踏まえると、厳しい見込みとなる。加えて、歳出面においても、少子高齢化により高止まりを続ける社会保障費や公共施設の維持管理費等の財政需要の増加が見込まれる。

さらに、新型コロナウイルス感染症の先行き不透明な状況が続く中、感染拡大防止対策はもとより、地域経済の活性化と雇用維持を確実なものとするため、必要に応じた対策を講じる必要がある。

・後期プランの必要性

上記を踏まえ、将来的に持続可能な財政運営基盤を確立していくために、事業の必要性や成果、費用対効果に焦点を当て、真に必要な行政サービスを実現すべく第2期持続可能な財政運営プラン～後期実施計画～を策定した。

(5) 主な質疑

質問	回答
1. 新型コロナウイルス感染症対策について、プランでどこまでの内容を見込んでいるか	プランでの、今後の収支の見通しについては、特殊要因は想定できないため、通常収支のもとでの収支不足を補う計画としている。新型コロナウイルス感染症対策や災害復旧事業について、上乘せした取り組みを前提とした計画としていない。
2. 高利率の縁故債残高について	2%を超える高利率の縁故債残高は、令和3年9月末現在で、4件、約1,700万円である。
3. 縁故債の今後の発行予定について	市債の種別によって、借り入れ先が定められており、合併特例債などは縁故債という扱いであるため、発行予定がある。
4. 市税の収納率向上について特に集中的に取り組む税目があるか	個人住民税、法人市民税等を含めて、全体を通して0.1%の収納率の向上を目指す。特定の税目に特化するということではない。
5. 国勢調査の人口減少の普通交付税への影響について	国勢調査の人口減少に対して交付税が約1億5,000万円程度下がるのではないかと見込んでいる。これは単年度で下がるものではなく、5年間で段階的に下がるものと考えている。
6. 財政調整基金が維持されている要因について	財政調整基金が維持されている一番の要因は、プランの取り組みを堅実に取り組んでいることである。また、国においても、交付税を含めた一般財源の総額を縮めないということが着実に実行されている結果であろうと考えている。
7. 補助費の一律カットではなく思い切	現状のコロナ禍における市民生活への影響を考慮して、これ以上の補助金削減は行うべきでないとの考えから、後

った改革も必要ではないか	期実施計画においては補助金の新たな削減を設けていない。 補助金等の終期に合わせて、これまでの費用対効果、達成率等を見極めて、継続、廃止、統合などについて、この計画とは別に整理したい。
8. 地域社会再生事業やデジタル化など臨時費目の見込みについて	臨時費目については、今後においても、全体額もおおむね同様に措置されるものと見込んでいる。
9. 臨時財政対策債の発行可能額を全額借りているか	臨時財政対策債については、示された発行可能額を、全額借り入れている。
10. 自主財源を確保するための取り組みについて	本市は自主財源が少ない。ネーミングライツ、ふるさと納税、市税の収納率向上など、創意工夫により、自主財源の確保、増額に向けて継続的に取り組んでいきたい。
11. 財政指標が下位であることの捉え方について	財政指標は県下下位にあるが、本市の財政状況が逼迫しているとは認識していない。ただし、限られた財源の中で、有効でベストな政策を行っていきたい。
12. 平成 30 年以降の自主財源比率低下の原因について	主には、全体の収入が膨らんだため、それに占める自主財源比率が落ちたという分析をしている。
13. 繰上償還の考え方について	2%を超える高利率なものの繰上償還等については、実施計画に計上した繰出金や施策に限らず、突き詰めた歳出削減を図っていきたい。

#### 4. 総括

市民ニーズの多様化や厳しい財政状況が続き、さらに、これまで経験したことのない人口減少時代を迎えることから、財政運営に有効なさまざまな手法の研究や積極的な活用を行い、持続可能なまちづくりを進める必要がある。

当委員会においても、持続可能な財政運営プランが効果的に実施され、真に必要な行政サービスが実現されるよう、引き続き注視していきたい。

また、人口減少の進行、ICT技術の進展、自然環境の変化による災害リスクの高まりなどの社会・経済・地域生活の環境変化を想定しながら、市民とともに未来のあるべき姿を描き、未来から逆算するバックキャストの手法により、優先順位をつけながら必要な取り組みを展開していく必要があると考える。

## IV. 平和行政について

### 1. はじめに

庄原市平和推進条例は、平和の推進に関し、市及び市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、平和の推進に関する施策を総合的に実施し、もって市民の平和で安心な生活及び恒久平和の実現に寄与することを目的として、令和3年3月に、当委員会の委員会発議により制定された。

本市においても戦争の体験を直接聞く機会が失われつつあり、忘れてはならない歴史的記憶も風化の危機を迎えようとしている。

当委員会では、平和の推進に関する施策、市民の理解を深めるための啓発等の効果的な実施について、調査を行った。

### 2. 調査経過

開催日	会議・調査	内容
令和3年6月25日（金）	総務常任委員会	委員会内協議
令和3年12月2日（木）	総務常任委員会	委員会内協議
令和4年1月6日（木）	総務常任委員会	担当課への聞き取り
令和5年1月31日（火）	総務常任委員会	委員会内協議
令和5年3月2日（木）	総務常任委員会	委員会内協議

### 3. 調査内容

- (1) 開催日 令和4年1月6日（木）
- (2) 出席委員 赤木忠徳 坪田朋人 谷口隆明 福山権二 徳永泰臣 藤原洋二
- (3) 説明員 総務部長 総務課長 総務課総務法制係長
- (4) 概要

歴史的教訓の継承を目的に、戦争体験、被爆体験、被爆者救護の記録等の資料収集を行う必要がある。

資料収集の目的、収集する資料の内容及び収集窓口等について、執行者と情報共有するとともに、平和の推進に関する施策等の効果的な実施について、課題の共有を行った。

#### (5) 主な質疑

質問	回答
1. 本市の平和関連資料の保管状況につ	基本的には図書館に原爆の記録等を保管している。旧庄原の団体が編さんしたものや山内地区の公民館や原爆被害

いて	者の会が編さんされたもの、西城町で夾竹桃という体験記として編さんされたもの、比和町の研究会が編さんしたものの等がある。
2. 被爆体験等の保存に関する予算について	市としても、被爆体験等の記録をデータ等の形で後世につないだり、またそれを教材として学校で使用するについては、進めていくべきと考えている。制定された条例を受けて、これまでになかった部分も新たに加えて、予算要求をしている。
3. 被爆体験等を資料収集する際の議員と執行者の連携について	市が保管している資料の閲覧等調査については、ぜひ行っていただきたいし、協力できる部分については協力していきたい。また、執行者だけでは知り得る情報に限りがあるため、随時、情報共有する等、連携しながら平和行政の取り組みを行いたい。

(6) 主な課題

項目	内容
1. 被爆体験等の資料収集と体験の聴取動画等の作成	被爆体験、戦争体験、疎開体験、被爆者救護記録等の資料収集を行い、体験の聴取動画等を作成する必要がある。 本市に疎開していた方や、原爆投下当時、広島市内で看護師をしていた方、被爆者健康手帳の申請に際して申請内容を証明していた方等の証言を資料化する必要がある。
2. 広島平和記念資料館との資料共有	広島平和記念資料館にある資料と本市が所有している資料が一致していない。資料館からも資料提供してほしい旨、話があった。
3. 被爆者の会の運動再構築	各地の被爆者の会が高齢化によって解散している。被爆二世の会のような形で運動を再構築し、継続できるか。

#### 4. 総括

本市においても戦争の体験を語れる人が少なくなり、尊い犠牲と引き換えに得た歴史的教訓も風化の危機を迎えようとしている。

今日、私たちが享受する平和と繁栄は、尊い犠牲と先人の努力によって維持されてきたことを再認識し、さらに発展させるため取り組みが必要である。

庄原市平和推進条例は、平和推進に関する施策を総合的に実施することによって、平和で安心な生活を送ることができる社会の実現を目指すことを目的に制定され、この条例の制定により、本市は平和行政推進に向けて大きな一歩を踏み出した。

条例の目的の具現化に向けて、被爆体験伝承者による講話、広報しょうばらでの平和特集による啓発、平和パネル展の実施に加え、戦争や被爆に関する記憶・記録の電子化による保存・活用など、着実な取り組みが進められている。

あらゆる場面を通じて人権が制約されず、一人一人の自由な活動ができる社会を作っていくための啓発や、市民が平和で安心して生活するために必要な施策が積極的に実施されるよう、当委員会においても引き続き注視していきたい。